

平成30年3月5日

衆議院議長 大島 理森 殿  
参議院議長 伊達 忠一 殿  
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿  
文部科学大臣 林 芳正 殿

公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会  
会長 倉町 公之  
理事会有志 一同

「事務局」〒540-0006 大阪市中央区法円坂1丁目1番35号

アネックスパル法円坂A棟1階 TEL 06-6941-5797

## 旧優生保護法に関連してその被害者の実態調査と被害者に対する謝罪と補償を求めます。

またこうした優生政策の事実の教育も行ってください。

1月30日、旧優生保護法により15歳の時に不妊手術を強制されたという宮城県の60歳代の女性が、国家賠償を求めて仙台地裁に提訴した。個人の尊厳や自己決定権を保障する憲法に違反するとして、国による謝罪と賠償金1100万円を求めたものである。報道によれば、旧優生保護法により強制的に不妊手術を受けた人は、全国で16475人に上るが、これまで国による謝罪と補償は行われておらず、これが初の国家賠償請求訴訟という。

### 相模原障害者殺傷事件と優生思想

このような訴訟に至ったきっかけは2016年に起きた相模原障害者殺傷事件（以下「相模原事件」という。）であろう。私たち精神障害者の家族は、この相模原事件について次のような思いを抱いた。

この事件は、社会に大きな衝撃を与えた。衆議院議長に当てた犯人の手紙の内容などから、彼は精神障害者とされ措置入院させられた。退院後彼はその手紙の内容に従ったかのように、障害者を殺傷したのである。『精神障害者は怖い』という偏見を持つ一般人にはこの筋書きは納得のいくものであったかも知れない。だが、実際の精神障害者と接し、見聞きしている家族にとっては納得のいかないものだった。計画性があり、狙い通り素早く障害者を殺傷した事実、それに措置入院後直ちにひとり暮らしが出来たこと（障害とは実は生活障害のこと）など、通常精神障害者とは隔たりがあり、かなりの違和感があると感じた。さらにまるで『障害者は生きる価値がない』というがごとくの彼の言動は、ナチスの採った政策だけでなく、多くの優生学者たちが主張してきたことでもあった。つまりこの犯人が主張したものは突発的な妄想ではなく長く続いてきた優生思想というべきもののように思われた。

## 日本の優生政策

1948年日本でも優生保護法が施行され、「不良な子孫の出生の防止」という目的の為、強制的な不妊手術や中絶が容認され、組織的に実行された。さらに怒りを覚えるのは、その被害者のほとんどがその事実を訴えることもなく社会の闇に消されてしまっていること、それを実行した行政や法律家や医師たちが沈黙していることである。

日本ではドイツやスウェーデンのように謝罪や補償を得られないまま、被害者たちは人間としての誇りさえ奪われたままである。また、この様な歴史を教育現場で取り上げられることはまれで、多くの人はこの事実さえ知らないのである。政府は優生保護法の誤りを謝罪し、被害者に補償をしなければならない。そしてこうした誤りの歴史を教育現場で教えることが、相模原事件の被害者の霊を慰めることになるだろうし、事件の再発防止に役立つことになると考える。これをまるで精神障害者であるが故に引き起こした事件のように扱うのは全くの筋違いである。

## 精神障害者の排除

優生保護法がもたらした被害は単に不妊手術や中絶等の直接のものにとどまらない。「不良な子孫の出生の防止」という考えは障害者を社会にあってはならない存在と位置づける。ナチスのように直接殺害するということはしなくても、優生学者たちは該当する障害者を社会から排除せよと主張する。事実日本に於いてもハンセン病者は療養所に精神病者は専門の病院へと隔離され、社会から排除されたのである。精神病院とは治療するところと思っていた家族は、入院させてみてその実態に愕然とする。牢屋のような保護室、ベッドに拘束具、生気のない患者たち、まずい刻み食、トイレの便器洗浄の水で顔を洗う・・・閉鎖病棟の中はまるで別世界。懲罰として電気ショックを受けさせられ、暴力も振るわれ、たまたら脱走しても、そのまま病院に帰させることもあったのだ。これらも優生思想の所為であろう。この様な中において患者と家族は一般社会とはまるで違う隔絶された社会に放り込まれるのである。私たち家族は、患者本人から「何でこんなところ(精神病院)に入れたんや」と罵れ、「何でこんなところに入れたんや」と自分を責める。まるでこの世の地獄を体験するのである。

相模原事件は凄惨な事件であった。だがマスコミの報道も酷いものであった。殺人を犯しながらも、笑みを浮かべる犯人をこれでもかというほど繰り返し放映し、これが措置入院させられた精神病患者だという。さらにその延長線で措置入院ではこういう保護室に入れられると保護室が映し出される。そこはまるで刑務所だ。そこは隔離そのものの部屋で、決して治療する場ではない。保護室は障害者を排除するという優生思想という同じ根を持つものであるにもかかわらず、まるでその対策として必要なもののように報道されていた。笑みを浮かべる犯人も精神障害者の『狂気』ではないだろう。それはナチスドイツ時代に精神障害者を殺害したハマダーでは一万人目の殺害を記念してカクテルパーティが開かれたことと同じ種類のものだろう。参加者には世界

的にも有名な人達が参加していた。社会的地位が高く理性的な人が残忍なことに荷担するのはナチスドイツだけではない。日本の場合でも優生手術が行われる際に開かれる優生保護審査会には、副知事・衛生部長・裁判所判事・次席検事・弁護士・医科大教授・県医師会会長・精神科医・産婦人科医・県立病院院長・民生委員(神奈川県優生保護審査会)といった社会的地位の高い・理性的とされる人達が参加し、不妊手術の実行を決定していった。日本の社会で憲法で保障された基本的人権が保障されるためには、こういった人達が沈黙を通すのではなく、どういう事実があったのかを社会に公表すべきである。また北海道では優生手術 1000 件を超えたことを機に冊子が発行された。そこには「民族衛生施策の前進」と評価されているという。最近、これに関与した医師たちが声を上げ始めた。その全体像がつかめるように様々な立場の人も声を上げて欲しい。

## 危険な時代の風潮と克服

1933年ナチスは政権を取るや「断種法」を作り障害者に攻撃を加えはじめた。その後の悪夢を見たとき、優生手術を“他人事”とするのは危険である。今ヘイトクライムという風潮が社会に広がってきている。そんな中で相模原事件は起きた。

昨年12月、大阪府寝屋川市で発生した精神疾患の娘さんの死亡事故は、悲惨で不幸な事故でした。事件の真相は分からないが、娘の病気を外部の目から隠そうとして長期にわたって娘を閉じ込め、衣服や食事も十分でなかったことが報道されました。

この事件を受けて、家族会の会員からは、「当事者の対応に20年以上も苦労を重ね、近隣への気兼ねも大きい。引越しもした。」などの声も多数有ります。

また、「事故そのものは肯定するものではないが、その背景や行動に至った心情には、理解できるものがある。精神障害者を抱えた家族の想いを広く知ってもらいたい。」との思いから、テレビや新聞に実名で登場した家族も複数名に上ります。今も優生思想が潜んでおり、私たちと家族を苦しめている現実があることを多くの人に知って頂きたいと思います。

以上のことから、私たち精神障害者の家族は、国が、旧優生保護法による不妊手術等の被害の実態について調査し公表するとともに、関係者に対する謝罪と補償を行うことを求めます。

また、優生思想に基づく精神障害者への差別と偏見により長期に亘って苦労を重ねてきた経験からも、旧優生保護法をはじめとする優生思想の歴史とその評価について国としてまとめ、その内容を教育の場でも実施されるように求めます。